

ちとせ子育て特典カード事業 Q & A

【事業者（店舗・施設等）向け】

（平成28年4月現在）

Q 1) 特典サービスを提供する際に、「子育て家庭であること」を確認する必要がありますか。

特典カードの対象者は、妊婦及び中学校卒業までの子育て世帯としております。カードの裏面の「保護者のなまえ」、「子どものなまえ・生年月」を確認のうえ、特典サービスをご提供いただくよう、お願いします

これらの記載がない場合には、特典サービスご提供の際に記入をお願いしてください。（妊婦の場合は、その方の氏名のみで結構です。）

また、ご提供いただくサービスの内容上、必要な場合、カード以外の事実を証する書類（母子健康手帳等）の提示を求めることができます、その場合は、予め協賛店ステッカーに「カードと一緒に母子健康手帳をご提示ください」などと明記してください。

Q 2) 協賛店ステッカーの特典サービス内容を書く枠には、どのような内容を書けばよろしいですか。自由に記入してよろしいですか。

特典サービスの内容は、市のホームページや「ちとせ子育てネット」で公開していますので、「協賛事業所一覧」の「サービス内容」と同じ内容のものを記入してください。特典サービスの内容を変更する場合は、変更届が必要になりますので、担当課までご連絡ください。記入する際の文字の色、書体などは自由にしていただいて構いません。

Q 3) 協賛店ステッカーを貼る場所は決まっていますか。

協賛店ステッカーの掲示場所の指定はございませんが、ご協力いただける範囲で、お店の入口やレジ周辺など、お客様に分かりやすい場所に掲示いただくようお願いします。

Q 4) 協賛店ステッカーを紛失した場合や、特典サービスの内容を変更する場合に、協賛店ステッカーの再交付は受けられますか。

協賛店ステッカーを紛失した場合は再交付申込書を、特典サービスの内容を変更する場合は変更届を、それぞれ市に提出する必要がありますので、事前にお問い合わせください。ただし、市から再交付する協賛店ステッカーに在庫がない場合は、ラミネート加工等により代用したものを交付する場合がありますので、予めご了承ください。

Q 5) 「ちとせ子育て特典カード」の他に、「どさんこ・子育て特典カード」など他の子育てカードを提示された場合、特典サービスの提供を断ることはできますか

「どさんこ・子育て特典カード」は北海道の登録を受けた店舗等の特典サービスを受ける場合に提示するものです。また、平成28年4月からは、国の政策により「子育て支援パスポートの全国共通展開」が実施されておりますので、道外の方からも、他府県のカードを提示される場合が考えられます。（子育て支援パスポートの全国共通展開は、カード表面に下記のマークが表示されています。）

北海道の協賛登録を行っていないことで、特典サービスの提供をお断りいただく場面も想定されますが、事業の趣旨や「子育てにやさしいまち」を目指す市の方針をご理解いただき、適宜、可能な範囲でご対応いただくようお願い申し上げます。



市は、「ちとせ子育て特典カード事業」の協賛登録と同様に、「どさんこ・子育て特典制度」への協賛登録を推奨しています。詳しくは、「北海道 結婚・妊娠・出産・育児 総合ポータルサイト『ハグクム』」からご覧ください。

【参加自治体の子育て支援パスポート事業リンク集】

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/passport.html>

Q 5) 「ちとせ子育て特典カード」の有効期限はありますか。

カード自体の有効期限はございません。

子どもが中学校3年生の年度末まで使用することとしています。

※【妊娠中の方向け】のQ & Aについてもご確認をお願いします。

(その他のお問い合わせ先)

千歳市 保健福祉部 子育て支援室 こども政策課 こども政策係
TEL 0123-24-0341（直通）